



紛争の相手が行方不明になってしまった場合

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
(函館弁護士会所属)



■お金を貸した相手や、契約をした相手が夜逃げをして、行方不明になってしまった場合、泣き寝入りをするしかないのでしょうか？それとも、訴訟を起こすことは可能でしょうか？

■まず、弁護士は、訴訟の準備として、紛争の相手の住民票や戸籍の附票を取得することができます。これであつさり所在が判明する場合も多くありますが、夜逃げのような事案で、住民票の移動もしていない場合は、この方法でも所在はわかりません。

■このように、手を尽くしても紛争の相手の所在が判明しない場合、「公示送達」という手段があります。公示送達とは、裁判所前の掲示板に、訴訟書類を受領するようにと記載された書面を張り出し、2週間経過すれば、書面が受領されたとみなす制度です。

■実際には、裁判所の掲示板をこまめにチェックする人なんていませんので、紛争の相手は、反論する機会を失うこととなります。ですから、公示送達を利用するためには、かなり厳格な条件が要求されています。

■相手の所在がわからなくても、訴訟をすることは可能です。ただし、お金を請求する事件等の場合は、紛争の相手の財産の所在などがわからなければ、訴訟で勝つても意味がありません。公示送達をしてまで訴訟をする実益があるかという観点からも、慎重な検討が必要です。

■ちなみに、夜逃げと言いましたが、現在は倒産法などが整備されていて、そんなことをしなくても法的に解決することが可能ですので、ぜひご相談ください。

■当事務所では、各制度や手続きに関する相談をはじめ各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

やめましょう みんなが困る 迷惑駐車

本格的な降雪シーズンを迎え、違法・迷惑駐車は、除排雪作業を妨げる大きな要因となっているほか、次のような危険や障害の原因となっています。

(1)道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために、交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行ができなくなることがあります。また、歩道上駐車は歩行者の通行を妨げます。

(2)交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

(3)緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

(4)歩行者事故などの原因になります。

住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前や直後から幼児、児童の飛び出しによる事故や、夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

【問い合わせ】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110